

京丹波町公告第5号

町有財産売払公告

町有財産の売払いについて、次のとおり一般競争入札を実施するので、地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の6の規定に基づき公告する。

令和2年2月4日

京丹波町長 太田 昇

以下の物件を入札に付し、売り払う。

1 売払物件及び予定価格（最低売払価格）等

(1) 売払物件（詳細は、別紙仕様書のとおり）

物件番号	売却物件	型式	初年度登録	予定価格（最低売却価格）
1-D01SK	中型バス (34人乗)	日野 ADG-HX6JLAE	平成18年9月	100,000円 (入札書比較価格)

注 この表の予定価格（最低売払価格）は、消費税及び地方消費税を含まない。

(2) 落札者に対する売払価格は、当該落札者が入札書に記載した金額に、当該金額の10%加算した金額とする。

(3) 入札保証金

免除

(4) 契約保証金

免除

2 入札参加資格要件

入札に参加することができる者は、次に掲げる要件をすべて満たす者とする。

(1) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に該当していないこと。

(2) 一般競争入札参加申請書（以下「入札参加申請書」という。）の提出期間の最終日から入札日までの期間において、指名停止等がなされていないこと。

(3) 会社更生法による更生手続又は民事再生法による再生手続の開始の申立てをした者でないこと。ただし、更生計画又は再生計画の認可を受けた場合を除く。

(4) 京丹波町暴力団等排除措置要綱（令和23年京丹波町告示第75号）に基づく入札参加除外措置を受けていないこと又は京丹波町暴力団等排除措置要綱別表第2に掲げる措置要件に該当しないこと。

(5) 京丹波町が徴収する法人（個人）または代表者の法人町民税、住民税、固定資産税、軽自動車税、国民健康保険税等を滞納していない者であること。

(6) 京丹波町職員でないこと（臨時職員を含む）

3 売払条件

(1) 落札者は、落札決定後7日以内に、本町と契約を締結すること。

- (2) 買受人は、契約の締結後14日以内に売払代金を全額納入すること。なお、支払方法は、本町が発行する納入通知書により納入すること。
- (3) 売払物件に係る道路運送車両法による名義変更、移動等の諸手続及び費用負担は、買受人が令和2年4月13日(月)までに行うこと。
- (4) 売払物件の引渡しは、本町が買受人による売払代金の支払及び、売払物件に係る名義変更等の諸手続を完了したことを確認した後に行う。
- (5) 物件に表示されている文字等(自治体名、ラッピング)は買受人の負担で消去すること。
- (6) 売払物件は、現状渡しとする。引渡し後の不調、故障及び損傷に関する一切の責任を負わない。

4 入札手続き等

(1) 入札手続き等の期間・期日・期限等

手続等	期間・期日・期限等
一般競争入札参加申請書等の配布期間	令和2年 2月 4日(火) 午前9時から 令和2年 2月 17日(月) 午後5時まで(閉庁日を除く)
仕様書等の閲覧期間	令和2年 2月 4日(火) 午前9時から 令和2年 2月 17日(月) 午後5時まで(閉庁日を除く)
売払物件の公開時期及び場所	令和2年 2月 12日(水) 午後1時30分から午後4時まで 仕様書に記載の引渡し場所 ※試乗不可
一般競争入札参加申請書等の受付	令和2年 2月 14日(金) 午前9時から 令和2年 2月 17日(月) 午後5時まで(閉庁日を除く)
入札参加資格確認通知発送	令和2年 2月 19日(水)
質問の受付	令和2年 2月 21日(金) 午後5時まで
回答の閲覧	令和2年 2月 26日(水)
入札書送付期間	令和2年 3月 3日(火) から 令和2年 3月 4日(水) まで(両日の消印のみ有効)
入札(開札)日時	令和2年 3月 6日(金) 午後1時30分 開札結果は、3月9日(月) 午後5時までにホームページに公表する。
落札決定通知	落札者には、別途郵送にて通知する。
契約予定日	令和2年 3月 13日(金)

(2) 入札参加申請書等の入手方法

原則として、京丹波町ホームページ(<http://www.town.kyotamba.kyoto.jp/>)の入札情報からダウンロードすること。やむを得ず配布を希望する場合は、京丹波町総務課(新館1階)にて1部配布する。

(3) 仕様書等の閲覧

原則として、京丹波町ホームページの入札情報からダウンロードすること。また、当該の公告に示す期間内に、京丹波町総務課にて閲覧することができる。

(4) 売払物件の公開

見学を希望する場合は、令和2年2月10日(月) 午後5時までに、下記連絡先に問い合わせること。

連絡先：京丹波町にぎわい創生課 課長補佐 小谷 電話：0771-82-3809

5 入札参加資格の確認

入札に参加を希望する者は、一般競争入札参加申請書を提出し、以下AまたはBの入札参加資格の確認を受けなければならない。また、提出した書類に関し、説明を求められた場合は、それに応じなければならない。

A) 法人の場合

京丹波町の指名競争入札参加資格者名簿に登載されていること。または登載されていない者で同等の参加資格があると認められる者。(この場合は、指名競争入札参加資格審査申請時書類一式(町ホームページ参照)を一般競争入札参加申請書と同時に提出すること。)

B) 個人の場合

ア 誓約書(別添様式)

イ 印鑑登録証明書(住所地の市町村が発行するもの)

ウ 公的身分証明書(顔写真付き)の写し

例:住民基本台帳カード、運転免許証等

エ 市町村税の納税証明書(市町村税の滞納がないことを証明する書類)

オ 所得税並びに消費税及び地方消費税の納税証明書

(税務署の納税証明書「その3の2」)

(1) 提出方法

当該の公告に示す期間内に、京丹波町総務課(新館1階)に持参すること。

(2) 確認通知

入札参加資格確認通知書は、別途送付する。

(3) その他

ア 入札参加申請書の作成等に要する費用は、申請者の負担とし、提出された書類は返却しない。

イ 提出書類はA4版で作成し、1部提出すること。

ウ 提出された書類は、本町において無断使用することはない。

エ 虚偽の記載をした者は、当該物件の入札への参加を認めないとともに、本町の指名停止措置等を行うことがある。

6 入札参加資格がないと認められた者に対する理由の説明

入札参加資格がないと認められた者は、町に対して、入札参加資格がないと認めた理由(欠格理由)について、京丹波町建設工事等苦情処理手続要綱(京丹波町告示第9号)に定めた様式に準じた書面を、通知を受けた日の翌日から起算して5日(閉庁日を含まない。)を経過する日まで(午前9時から午後5時まで(閉庁日及び正午から午後1時までを除く。))に持参した場合に限り、説明を求めることができる。(郵送又は電送によるものは受け付けない。)なお、説明を求められた場合は、書面を受理した日の翌日から起算して5日(閉庁日を含まない。)以内に、説明を求めた者に対して書面により回答する。

7 入札参加申請書及び仕様書等に関する質問回答

(1) 入札参加申請書に関する質問は、電話等による問合せを随時受付ける。

(2) 仕様書及び物件等に関する質問については、別記様式に記入し、該当の公告に示す期限までに、ファクシミリにて提出すること。(電話等口頭によるもの、郵送及び持参によるものは受け付けない。)仕様書等に関する質問の回答については、当該の公告に示す日に京丹波町ホームページの入札情報に掲載する。

(3) 連絡先

京丹波町総務課

電話番号0771-82-3800 ファクシミリ番号0771-82-0446

8 入札手続等

(1) 入札の方法

- ア 入札方法は、郵便入札とする。
- イ 郵送方法は、特定記録・簡易書留・一般書留のいずれかのみとする。それ以外は受け付けない。当該の公告に示す入札書送付期間内に送付すること。(消印有効)
- ウ 原則、入札物件ごとに1通送付すること。
- エ 表封筒に「所定の入札用封筒に入った入札書」等を入れ、以下のとおり宛先を記載すること。

〒622-0292 「丹波郵便局留」 京丹波町総務課 あて

- オ 表封筒には、物件番号、物件名、送付人の氏名及び住所を記載し、「入札書在中」と朱書きすること。
- カ 入札書(京丹波町工事等競争入札心得様式第3号を準用)は、所定の入札用封筒(様式第2号)に入れ、封印等の処理をすること。
- キ 入札書を代理人名で提出するときは、表封筒に委任状を同封すること。
- ク 入札書の日付は、当該公告に示す入札(開札)日を記入すること。

(2) 入札書に記載する金額

落札決定にあたっては、入札書に記載された金額に当該金額の100分の10に相当する額を加算した金額(1円未満の端数は切り捨てるものとする。)をもって落札価格とするので、入札者は、見積もった契約希望金額の110分の100に相当する金額(消費税抜き)を入札書に記載すること。

(3) 入札の無効

- 次のいずれかに該当する入札は、無効とする。
- ア 同じ入札に2以上の入札をした者の行った入札
- イ 入札に関し不正の利益を得るための連合その他の不正行為をした者又はその疑いのある者の行った入札
- ウ 指名停止措置を受けて入札時点において指名停止期間中である者等、入札時点において入札に参加する者に必要な資格のない者の行った入札
- エ 当該の通知書に示す入札書送付期間外で行った入札
- オ 公告に示した入札に関する条件に違反した入札
- カ 指定された郵送方法以外で郵送された入札
- キ 入札書に記名押印を欠く入札
- ク 金額を訂正したもの、誤字、脱字等により意思表示が不明瞭である入札

(4) 入札の辞退

入札書を郵便で提出した後は、開札の前後を問わず、書換え、引換え、変更、取消し又は撤回をすることができない。

また、入札参加資格確認通知前に、当該申請等を取り下げる場合においては、その旨及び具体的理由を記載した取下届を提出しなければならない。

なお、正当な理由なく入札を辞退した場合は、本町の指名停止措置等を行うことがある。

(5) 契約の手続において使用する言語及び通貨

日本語及び日本国通貨

(6) 契約書作成の要否

要する。

9 入札の執行

開札は、入札参加者の中から選任された入札立会人の立会いにより行うものとする。

選任された入札立会人が立ち会わないときは、当該入札事務に関係のない職員を立ち合わせて行うものとする。

10 落札者の決定方法

- (1) 京丹波町財務規則（令和17年京丹波町規則第24号）第113条の規定により作成された予定価格（最低売却価格）以上で最高の価格をもって入札した者を落札者とする。
- (2) 落札となるべき同価の入札をした者が2人以上あるときは、くじへ移行する。くじの日時及び場所については、電話等により連絡する。

11 違約金

落札者が契約を締結しないときは、落札金額の100分の5相当額の違約金を徴収する。

12 その他

- (1) 本物件の発注に係る取扱については、京丹波町工事等競争入札心得を準用する。
- (2) 入札参加者は、本公告文、仕様書等を熟読し、入札心得を遵守すること。
- (3) 入札参加申請書に虚偽の記載をした場合は、本町の指名停止措置を行うことがある。
- (4) 無効の入札を行った者を落札者としていた場合には落札決定を取り消す。
- (5) 入札後、契約を締結するまでに本町の指名停止等に該当する行為を行ったときは、当該落札決定を取り消すことがある。
- (6) 予定価格以上で入札することができない場合は、入札を辞退すること。
なお、入札に参加した者が予定価格を下回る価格で入札した場合、失格とする。また、本町の指名停止措置等を行うことがある。
- (7) 売払物件の引渡しは、現状のままで行うので、事前に当該売払物件の確認をすること。

13 売払物件の引渡し

売払代金の納付確認後、名義変更に必要な譲渡証明書、委任状を請求により渡すものとする。

名義変更確認後、（車検証の写しを提出）当該車両を引き渡す。

売払物件は、令和2年4月13日（月）までに引き取ること。ただし、土日・祝日除く。